# 現代日本の葬送における変化と連続

-新しい火葬焼骨の葬送方法に見られる折衷性-

Change and succession in the treatment of cremated remains in Persent-day Japan

- The blending of new and old -

グエン ティ ホアイ チャウ Nguyen Thi Hoai Chau

## はじめに

昔から日本においては、死者の遺体処理の方法として、風葬、水葬、土葬、火葬等が実施されてきた。現在、法律上は、土葬、火葬、水葬(船員法)が実施可能であるのに対して、実際には、火葬率が99.9%となり、火葬以外の方法による遺体の処遇は、日本ではほとんど見られなくなったと言える。

日本に限らず、諸外国においてもこの火葬という葬法は一般に、遺体を焼くという第一次葬と火葬した焼骨を処理するという第二次葬から構成される。第一次葬については、遺体を荼毘に付すという基本的なやり方が各国とも共通するが、第二次葬は社会文化的背景に従い、国ごとの違いがはっきり見られる。焼骨の処理を規定する背景には、衛生環境的な観点や宗教観、政治的な政策等があると考えられるが、これらの要素が国によって異なることから、焼骨の葬送方法も異なってくるのである。

日本の場合、現時点で最も一般的な葬送方法は焼骨を家墓に納めるというやり方である。このような葬送方法は、明治時代の「家」政策に伴い、一般に普及したものである。家墓の存在を前提とする葬送は、墓に納められる焼骨を供養対象にするとともに、父系の継承者によって行われる先祖供養を通して、家族の直系的つながりを強調することになる。

しかし、現代日本においては、この葬送方法を支えてきた家族意識や宗教的感情が変化しつつある 状況も読み取れる。さらに、死後自然に還りたいというような「自然志向」の存在も注目されている。 これらの変化を背景に、家墓に収骨する葬送方法に加えて、新しい葬送方法が登場し、次第に広まり つつあることから、葬送方法の多様化が見られる。本稿は、これらの新しい葬送方法に焦点を当て、 その「新しさ」、つまり新奇性に注目するとともに、家墓に収骨する葬送方法との比較により、従来 の葬送方法との連続性を読み取るものである。

## 1. 家墓を前提とする火葬焼骨の葬送方法

#### (1) 家墓とは何か

上述のとおり、日本においては、家墓に焼骨を収納する葬送方法が最も一般的である。しかし、公 衆衛生の観点から見る限り、火葬後の焼骨は環境に無害なカルシウムから構成されるため、必ずしも 墓に納めるという処置が必要なわけではない。例えば、欧米諸国では土葬の場合の遺体は必ず墓に納めるのに対して、火葬の際は、焼骨を土中に直接埋めたり、海の決められた所に散骨したりするというやり方が普通のようである。ところが、日本の場合、「墓地、埋葬等に関する法律」の第二条「埋葬・火葬・改葬・墳墓・墓地・納骨堂・火葬場の定義」の④にある「墳墓とは、死体を埋葬し、または焼骨を埋蔵する施設をいう」という墳墓の定義を見る限り、焼骨もまた墳墓に納めるという葬送を一般的なものとして想定していることが読み取れる。では、日本特有とも言える「焼骨を家墓に収蔵する」方法を規定する根拠はどこにあるのか。

家墓は、明治維新後の墓地近代化政策として実施された「墓地革命」の結果の一つである。森によれば、「地租改正作業のなかで「墓地」概念を明確にした上で、明治政府は墓地の拡張と新設を原則として禁止した。この墓地の拡張と新設の禁止は、既存の墓地における土葬と墳墓の建立も事実上制限したために、葬法では火葬の普及と墳墓形態では家族構成員を合葬する家族墓(家墓)化を促進することになった」という [森 2000:240]。このように、当時の墓地近代化政策は土地・都市政策と公衆衛生政策という性格を持つが、もう一方では「家」制度とも密接なつながりをもっていた [森 2000]。明治31年に制定された明治民法は、第732条で家族を「戸主の親族にしてその家族に在る者、及びその配偶者は、これを家族とす」と定めている。戸主は、家族の長として家族の扶養義務を負う一方、あらゆる特権とともに、墓と墓地の相続権を与えられていた。「家」制度の成立後、「家」の存続を絶対視する価値観の下では、家を基盤として国家レベルまで拡大されたイデオロギーとしての先祖崇拝と父系血統優先主義による父系継承が軸となった「横辻 2002]。

そして、「家」の存在が墓地の継承と結びつくことにより、「墳墓と先祖祭祀が一体となって展開」 することになった [森 1993]。こうして、明治時代に家墓とその継承を支える「家」意識が国民の 間に広がったのである。

しかし、明治時代以前には、村落単位の共同墓地では、個人墓が中心であり、墓碑名も宗教や地域によって多様な状態であった[槇村 1996]。例えば中世末から近世初めに成立された両墓制での「埋め墓」の区画は、必ずしも家単位ではなかった[冠婚葬祭新聞社 1975][森 2000]。この意味では、墓制史においては、家墓の歴史は浅いというのが多くの研究者の見解である。例えば、槇村は「「家」の墓は決して日本の古来からの形式ではなく、近年の新しい形式である」と述べている[槇村 1996: 111]。

#### (2) 家墓以前の葬送方法との連続性

では、火葬焼骨を家墓に納めるという葬送方法は明治時代以前には存在しなかったのだろうか。

まず、死穢観念、特に遺体に関する穢れの意識との関係を見ると、明治期以前の段階で、一部行われていた火葬が、遺体観、霊魂観や墓の機能に大きな変化をもたらし、また火葬に見合う新しい慰霊 形態を生んだと言われている。例えば、平安時代に入ってから、死穢を発散する遺体を平安京の洛外 に運ばなければならないという考えが定着してきた一方で、特に10世紀あたりを転換点として、貴族 たちは火葬による遺骨の一部を抽出して寺院やお堂に納骨する方式をとるようになったという [新谷 2009]。

このように、火葬により、遺体を火で清めることが可能になるとともに、拾骨習俗を通じて、死穢 観念が取り消され、遺骨尊重の観念に変化してきたと見られる。土葬での遺体と異なり、焼骨はすで に穢れを取り去って清められた象徴となり、先祖の霊のよすがとして生まれ変わると考えられるよう になった「藤井 1991」。

では、家墓の軸とされた先祖祭祀の継承、すなわち「家」の後を継ぐということについてはどうだろうか。

上述したとおり、明治国家体制下での家族国家観の中で打ち出された先祖祭祀の観念は"神政国家的観念"を持つこととつながっており、以前の民俗における先祖祭祀とは異質のものであるといえる。 しかし、先祖祭祀の精神と家という単位で先祖祭祀をすること或いは親に対する孝を表すという点についてみれば、明治期に突如表われた考え方とは言いにくい。

祖先を祀るという祭祀の遺跡のありかたについても、考古学的掘調査資料が十分なものではないながらも、古くから祖先神崇拝の姿が確認されるとの指摘もある。奈良時代から家族なり、氏族なりといった血縁関係を忠臣として共同体が発達し、村落共同体が出来上がっていく中で、共同体の内部では一般に年功序列が重んぜられ、祖父母、父母、首長に対する敬愛の心がその死後まで及び、引いて祖先崇拝の精神的風習が生じたのである。このような氏神を祖先と理解して祀る先祖観が7世紀後半に入ってきて、展開することになった[田中 1986]。

また、田中によると、祖先崇拝・祭祀とは、儒学に特徴的な思想である。親に対する孝が強く主張されているこの儒学が日本に輸入されてきたことが先祖祭祀に大きな影響を与えたという。奈良時代の藤原仲麻呂以来、儒学の興隆を背景に、「孝」という観念と「孝」と結びつく先祖祭祀、さらに父方の系譜が強調されるようになり、特に貴族や豪族たちは父系制を重視するようになった。さらに、墓詣の風習が展開する上でも儒学の果たした役割は大きかったと述べている[田中 1986]。そして、その後、仏教が日本に流入してきた結果として、平安時代末期から鎌倉時代までの間に、仏教の浄土思想の影響に基づく先祖祭祀の一部としての死者供養が形成された[森 2000]。

江戸時代の檀家制度では、寺院側が先祖祭祀を媒介にして檀那との強固で安定的な関係を形成しようとしたことは明らかである。また寺と人々の関係は個人単位でなく、家を単位としていた。そして、明治時代以前に一部の武士の間では、墓所に寺院を建立し、それが一族の菩提寺として先祖をまつる場所として大切に子孫に伝えられるという習俗があったという[新谷 2009]。このようなことから、明治時代以前にも家族単位で先祖祭祀を行っていた人々が存在し、先祖祭祀と墓地の継承という家墓に見られる特徴も一部に見られたことが分かる。

従って、家墓は明治政府における、国民道徳としての祖先観を特徴とする墓政策の下で生まれたものでありながら、ある部分では元々行われていた葬送習俗を受け継ぎ、納骨習俗等の延長線上にある

形式であると見ることができる。このような連続性に注目すれば、焼骨を家墓に納めるという葬送は、 従来的な形式と位置づけることができるのではないだろうか。

では、現代日本において注目を集めている新しいタイプの焼骨の葬送方法とはどんなものであるか。 以下に詳しく見ていこう。

## Ⅱ.新しい火葬焼骨の葬送方法

## (1) 誕生の背景

上述のとおり、焼骨を家墓に納めるという葬送には、「家」意識、先祖祭祀や継承の重要性が明確に反映されている。しかし、出生率の低下や家族を取り巻く環境が急速に変化してきたことを背景に、現代では従来のような家族のつながりを維持することが困難になりつつある。さらに、妻の夫の家に対する帰属意識が変化し、人々の宗教観にも変化が起きている。このような家墓を支える基盤そのものが次第に崩壊していくにもかかわらず、依然として墓は直系子孫による継承を前提としてきたため、将来無縁墓になる可能性を含め、様々な問題が生じている。

その意味で、従来の家墓システムは「時代遅れ」の性格を持ちつつあると言える。そこで、焼骨の 葬送方法として、より時代にあった方法を求める声があがっても不思議ではない。さらに、自然環境 の破壊が深刻化している現在においては、墓地造成による環境破壊に反対する意見の他に、死後自然 に帰りたいという自然志向を持つ人の需要にも対応する新しい形式が求められるようになった。この ような背景の下に、納骨堂、散骨、樹木葬、手元供養等の新しい葬送・供養の方法が注目を浴びてい る。以下にこれらの方法を順に紹介していこう。

## (2) 納骨堂

法律によると、納骨堂とは、他人の委託を受け焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。納骨堂としては、東京都(当時東京市)の雑司ケ谷墓地に昭和11 (1936)年に試作として建設された永久的共同納骨堂としての崇祖堂という小納骨堂が最初のものであると言われる [槇村 1996]。その後、昭和25年に制定された「墓地、埋葬等に関する法律」では、家墓と同様、納骨堂は焼骨を入れる施設として認められ、立地場所や管理方法等についても示されている。そして、誕生時点から数がますます増加の傾向にある。「昭和40 (1965)年度に5349か所であった納骨堂は、同58 (1983)年度には9942ヵ所と、86%も増加した」という [槇村 1996:151]。

このように、この後に紹介する葬送方法に比べれば、それほど新しくない形式といえる納骨堂であるが、それでも昭和に入ってから発現したものであり、数の上でも2000年時点で墓地が90万ヵ所あるのに対して、納骨堂は1万2千程度である[横田 2000]。その意味では納骨堂の使用は限定的であ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 横田によると、「納骨堂」は昭和5 (30) 年に出現してきた重層化される基本構造がある「墓地のようだが、墓地でない」という施設、すなわち立体墓地の延長線上の形式だと捉えられる「横田 2000」。

るといえる。また、不宗不派・跡継ぎが要らないという新しい特徴を持つことから、納骨堂は従来の 家墓の形態をとらない新しい形態の一つとして捉えられるだろう。そもそも当初は墓に納められるま での間、一時的に焼骨を収納する施設として使用されるのが普通だった。従って、墓地においては、 納骨堂は家墓の墓地の一部に設けられる補助的な施設の役割を果たすにとどまった。しかし、現在は、 家墓の継承の問題化や墓地不足の深刻化等に墓地をめぐる事情が変わったことから、家墓と同様に、 焼骨の葬送の需要に対応する形式の一つとして捉えられるようになり、広い、専用地に建てる形式が 増えている。当初はロッカー式が中心であったが、現在は室外マンション形式が登場する等、多様化 が見られる。

## (3) 散骨

散骨とは、遺骨を山や海に撒き、自然の大きな循環の中に回帰させる「自然葬」の一部である。そもそも自然葬が広まるきっかけになったのは「『葬送の自由をすすめる会』の安田会長が1990年9月、墓に入るしかないという世間の「常識」に対し、葬送の自由と自然葬の考え方を新聞で訴えた」ことである [朝日新聞 2000/2/17]。その後1991年10月、「葬送の自由をすすめる会」により、神奈川県相模灘で1回目の自然葬の遺骨を粉にして海や山に撒く撒骨が行なわれたことを契機として、政府レベルでも散骨を含める「葬送の自由」を<公認>する結果となった「山折、安田 2000]。

散骨が始まった背景には、上述の一般的な墓地事情の変化の他に、山を削り森を伐って造られる霊園開発による環境破壊、工業化社会がもたらした自然破壊に対する反発や自然を大切にする考えがあるといわれる。現時点では散骨は法律の規制対象外であり、散骨にあたっての基準もまったくないため、ほとんどの業者は自主的に基準を設定しているのが実情である[小谷 2003]。基本的に、個人葬と合同葬の2種類があり、費用は10万円前後である。また、他人に不快感を与えず、早く自然に還るようにするという理由から、遺骨を粉末化することが必要である。最後に、献花、酒を注ぐというような儀礼をしてから、海に遺骨を撒く。このような海への散骨が最も一般的であるが、他には川、山、空の自然葬や自宅庭等の自然葬がある。

従来の方法と比べた場合、骨壷や墓という入れ物を拒否し、祖霊の依代の焼骨を安定的な空間に保存しないという面から見ると、極端な形式と言えるだろうし、また法律の対象外であるため、散骨が 違法だと思い込む人も多い。従って、散骨はまだ特別な方法にとどまっていると考えられる。

しかし、最近の散骨に関する調査の結果を見る限り、散骨は次第に社会的な合意の輪を広げている ことが分かる。例えば、平成17年度第4回インターネット都政モニターアンケート<sup>2</sup>での「Q10:あな

プレケートの詳細は以下の通りである。テーマ:東京都の霊園。目的:今後の新たな霊園行政を行なう上での参考とする。期間:平成17年12月21日(水)午後6時から平成17年12月27日(火)午後6時まで。方法:モニターがインターネットを利用して、アンケート専用ホームページから回答を入力。対象:500人で、満20歳以上の都民。回答者数:485人、回答率:97.0%。(http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/02/60g21100.htm アクセス日:2010/3/21)

たは散骨葬法についてどのようにお考えですか」という質問に対して、散骨に対する肯定的な意見は 74.5%と圧倒的多数を占める結果になった。

## (4) 樹木葬

散骨と同じように自然志向を持つ葬送として、樹木葬という形式がある。1999年、岩手県一関市の 祥雲寺の住職の考えに基づいて、第一号の樹木葬が誕生した。樹木葬の定義に関しては、この第一号 の事例に即して述べる文献が多い。従って、樹木葬とは「墳墓に焼骨を直接埋蔵し、地上に樹木を植 える葬送方法」であると定義される[金、永田 2008:4]。また、「自然に回帰する」「死者の魂が樹 木を通じて生まれ変わる」ということに拘る意味合いから見ると、樹木葬は散骨のように自然葬の一 つと捉えられる。

但し、樹木葬は墓地としての許可を得ており、正式名称は「樹木葬公園墓地」となっている。墓石の代わりに墓所に木を植え、カロートと焼骨と一緒に入れるプラスチック記念品、自然に溶ける骨壷以外の骨壷等は一切禁止されるというのが基本的なやり方である。一般に宗教・宗派不問で、跡継ぎも要らず、生前契約ができるとされている。

近年、樹木葬は頻繁にメディアに取り上げられることもあり、実際の利用者も増加している。2008年6月21日付の産経新聞の「樹木葬、静かな人気、好きな木の下で安眠」という記事によると、「神戸聖地霊園では通常の墓石用区画は月に5~10件ほどの契約があるが、樹木葬「さくら」は用意した340区画中、2カ月あまりで既に66件(共同区画15件を含む)が売れた」とあり、樹木葬への関心や受容が急速に広がっていることが伺える。

#### (5) 手元供養

最後に、最も新しい形式として注目されているのが手元供養である。手元供養協会会長の山崎譲二が2002年に亡父を偲び感謝するものを作ったのがきっかけで、手元供養が生まれた[シルバー新報2009/7/10/第2回]。手元供養とは、故人の「お骨」を供養の対象として、いつでも"手元"で大切な"故人"を供養するという考え方を指す。山崎は2005年に、手元供養文化の普及や新しい葬送情報の提供を目的とするNPO法人「手元供養協会」を設立した。その後、手元供養の活動範囲が広がり、協会以外の手元供養会社が増えていく。

手元供養品は、焼骨の加工の仕方により二つの種類に分かれる。これはメモリアルペンダント等のように焼骨の一部を分骨収納するという分骨納骨型手元供養品(納骨型)とメモリアルダイヤモンド等のように焼骨を加工するという焼骨加工型手元供養品(加工型)である。また、それぞれの納骨型や加工型では墓の代わりにもなる部屋置き型(オブジェタイプ等)と携帯型(ペンダント等)があり、他には、手元供養品対応インテリア仏壇もある等、多様である[山崎 2007]。

手元供養は供養対象になった焼骨が手元に置かれ、遺族により直接供養されるという特徴を持つ。 また、他の形式と比較すると、手元供養品の用途は広く、容易に他の形式と組み合わせられ、仏壇に なじんだ日本人の仏壇文化にも受け入れられやすいという面もある。 手元供養協会の統計では、2005~2007年の3年間で伸び率が350%となっている。2007年時点で、販売個数11000個程度であるのに対して、2008年は、13000~15000個程度だと見られる(年間30%以上増)という<sup>3</sup>。

以上が、現在注目を浴びている新しい焼骨の葬送方法である。これらは、従来の家墓と異なり、焼骨の入れ物を必要としない等、死後「自然に還りたい」という思想を表わすと言った特徴を備えている。しかし、これらの新しい火葬焼骨の葬送をより詳しく見てみると、一見明らかな新奇性とともに、従来的な形式との連続性、つまり新旧折衷性が見出される。

## Ⅲ. 新しい火葬焼骨の葬送方法に見られる新旧折衷性

まず、現在の焼骨葬送の従来的な性格と新しい性格をもう一度確認していこう。

## (1) 家墓を前提とする葬送方法の従来性

濱田原治郎は墓地の使用権の本質を述べる中で、墓の"尊厳性""固定性""永続性"という三つの基本的な性格を挙げている [槇村 1996]。墓は聖なるものとして崇拝の対象となる。先祖が永眠する墓は簡単に移動できないという意味で"固定性"も強い。また、死者(祖先)のため、死後子孫は墓を建て、先祖祭祀を継承することから、"永続性"を持つ。実際に、墓を売る際、墓の継承者がいることを前提とする墓地は特に公営墓地の場合に多い。さらに「〇〇家之墓」もしくは「〇〇家先祖累代墓」という墓石の刻んだ文字や家単位とすることで墓の周囲を外柵で覆い、個々の区画を明瞭にするという墓の構成では、子孫による家や先祖祭祀の継承という側面がはっきり表される。

そして、家墓と宗教(仏教)との関係は深い。明治期になると、廃仏毀釈運動の中では、檀家制度 や仏教の勢力が一旦排斥されたが、仏教の勢力は生き続け、さらに、戦後宗教法人法において民間墓 地の寺院墓地を宗教施設として位置づけたことから、葬送における仏教寺院の影響力は今なお強い。 寺院の多くは檀家制度によって寺と家墓の所有者との関係を維持し、家墓を経営するというのが現状 である。また、先祖祭祀での死者供養の面では、法要等を通して仏教的な関与が大きい。

以上は家墓の特徴だと言える。これに対して、最近、出現してきた新しい形式には特に、家意識や 先祖祭祀、宗教観の変容がはっきり反映されている。

#### (2) 新しい葬送方法の新奇性

従来的な形式と比較すると、新しい葬送方法には以下のような特徴が見られる。先ず、自然志向の強調である。次は、従来の家墓と対立する形式として、焼骨の入れ物が不要になったり、密閉したスペースの墓に限定しないという「無形化」や「移動性」、また家の名を刻んだ墓石が要らなくなる「脱墓石化」「脱名化」という特徴もある。特に、家墓の軸とされた「家単位」と「先祖祭祀の継承制」という側面には大きな変化が起きている。つまり、墓所を家族単位としない「個人化」、あるいは他

<sup>3</sup> 山崎譲二氏からの情報提供による。

人の焼骨と一緒に埋蔵する「共同化」の動きも新たに見られる。また、永遠に子孫によって継承される墳墓ではなくなり、使用期間の「有期限化」、「脱継承化」が見られる。家先祖祭祀における先祖と子孫とのかかわり方に関しては、スミスによると、死者のために祈りが捧げられる〈先祖供養〉と、家族範囲で死者に対して助けを求めて祈願が行なわれる〈先祖崇拝〉の区別がある [スミス 1981]。シミスは、最近の仏教寺院離れという傾向の中で、民俗上の先祖祭祀の一部としての死者供養には変化が見られても、子孫に継承することや家族の絆を強調する点で、現代家族の不安な生活生態から、先祖の守護神的性格が観念されにくくなるため、〈先祖崇拝〉よりも、〈先祖供養〉の方向に向いていると指摘している [石川、藤井、森岡 1988]。

以上は現在における新しい葬送の特徴であるが、さらに以下に取り上げる事例を通して、その他の 特徴も挙げることができる。

例えば納骨堂は、従来の家墓ほど広い土地を必要としない、また焼骨の移転が簡単という柔軟性を持つ。とはいえ、納骨堂の場合焼骨の骨壷をカロートのように安定的に保存するという形で従来的な墓に近いため、まだ馴染みを感じやすい。これに対して、散骨は、散骨自体が焼骨の最終措置であるため、従来的なやり方では故人の依代として捉えられた焼骨が祭祀対象にならない。つまり、元々日本人の霊肉分離の思想に基づいて考えると、死後の肉体を衛生面上で節度をもった上で、大自然に任せるというやり方で、供養対象が肉体ではなく、霊魂しかないという発想となる。また、散骨での先祖祭祀の精神は、祖先を敬う気持ちが生者の心の中にあるものというふうに抽象的なレベルで維持されると思われる。

従って、日本人はこれまで、お墓参りや遺影を飾ることで故人を偲んできたが、「空を見上げて故人を偲ぶ」「豊かな森、海を見て故人を偲ぶ」というロマンチックな思いも、供養の新しい在り方かもしれないと指摘されている[小谷 2003]。

そして、宗教的心情に関していえば、元々故人の霊魂だけを救済するという仏教の救済思想では死後、亡骸ではなく霊が大事にされるという考えと散骨での考えと繋がっているところがあるかもしれない。但し、故人の霊魂が浄土に行くという仏教思想とは異なり、死後"自然に還る"という散骨の自然的な心情では、肉体が自然に還るのに対して、霊魂の行き場は明確に決められない。この意味では、故人の霊魂が浄土に行き、或いは自然に溶け、或いはずっと家にいるかもしれないという新しい霊魂観も表れるといえる。そして、散骨と同様に「脱墓石化」の流れの中には墓や墓石を用いない、自然に回帰するという思想を表わす樹木葬にも死後、死者の魂が樹木として生まれ変わるという新しい死生観が読み取れる。それに加え、この2つの形式においては供養を行なうことが家族に限らない、つまり家族範囲を越えるという「共同化」の動きが見られる。ここでは、死後、死霊の依代としての焼骨を通して、仏教法事等により、家族で死霊から祖神霊になるように供養するという〈見えない他界〉が後退し、自然に帰りたいという故人の夢を叶えること、つまり〈見える他界〉への関心の増大が見られるといえるだろう。

他方、手元供養という形式においては、自然葬と異なり、焼骨が直接に供養対象になるという点や 先祖祭祀によりも近しい家族の役割を強調する特徴がある。家意識が宗教と結び付き、墓や仏壇と結 ぶ先祖祭祀の儀礼を僧侶が行なってきたという従来の方法と異なり、手元供養では、大切な故人の焼 骨を身近に置いておけるようにしたのに、焼骨の持つ存在感を感じ、宗教に縛られないで個人で故人 を見近に感じられる供養を実施できるという意味で、葬送に新しい供養文化をもたらしたといえる[シ ルバー新報 2009/7/10/第2回]。従って、手元供養の形式は遺された家族の心を癒す性格が強い。 スミスが指摘したように、日本人の死者供養の追憶主義(メモリズム)と祖先崇拝の両面では故人と なった親族の者に対してのみ愛情を表現する傾向、すなわち追憶主義という形で礼拝を行なう傾向が ますます表面に出てきたことを示している [石川、藤井、森岡 1988]。

このように、これらの新しい形式は日本の焼骨の葬送システムの供養面と先祖祭祀と死生観に新しい風を吹きこんだ。特に家墓の軸であった家単位で墓と先祖祭祀を行い、継承するという形式については、大きな変化が起こってきたことが見えてきた。現代の葬送方法にふれた多くの書物では、これらの形式の新奇性を特に強調する傾向が強い。例えば、吉田剛は、「従来型の墓と新しい墓が混在しているのが今の時代である。家族形態の変化や生活様式の多様化、価値観・人生観の個性化等にともない、従来型にとらわれない墓づくりも急速に増えている」と述べている [吉田 2008]。また、小谷みどりの『変わるお葬式、消えるお墓』という本では、「消えるお墓」ということでは、墓すべてすぐに消滅するというわけではないことを指摘しながら、家族形態や社会の変化に対応した墓の新しいありようが早急に望まれていることも非常に強調している [小谷 2000]。

しかし、実際にはこれらの新しい葬送形式も、従来的な形式を否定し、従来的な性格と対立する新 奇性ばかりを示しているわけではない。逆に従来的形式との連続が見られる部分もある。これについ ては、次節で考察していく。

#### (3)「新しい」葬送方法に見られる新旧折衷性

一般に新しい葬送方法を選択するのは、死後自然に還りたい自然志向という新しい死生観を持つ場合、あるいは墓をめぐる環境の変容を背景に、従来的な家墓に対応できない場合である。この点では、 家墓との断絶性が示されているといえる。

筆者によるインタビュー調査の中から、ある女性の例を紹介する。Gさんは70歳ぐらいで、一人で大阪に住んでいる。夫が3年前に亡くなり、大阪の泉南メモリアル墓地に新しい墓を作った。しかし、自分が亡くなったときには、夫の遺骨を改葬して、納骨堂に納めてもらうつもりであると話していた。何故かといえば、「娘と息子が結婚して、家を出た。娘の家族は大阪に住んでいるが、娘なので家族の墓を守るのは難しいところがある。息子の家族は今フランスに住んでいる。いつ日本に帰るのかどうか分からない状態」であるためという。つまり、子孫による墓の継承が難しいという家族状況により、家墓が納骨堂という新しい形式を選択しようとしているわけである。ここでは、以上に分析したとおり、家の繋がりの維持が困難になっている現在において、家墓と結びつく継承性を否定する形式

が求められることが確認された。

一方、広島市の観音院の住職の奥さんによれば、「故人は宗教により救済されるものなので、個人でかってな儀礼で故人を供養するのでは、故人ではなく、遺族だけが満足することになる」という否定的な意見もある。

このように、新しい形式を選択する際、従来の家墓へ拘りつつも、家族の事情で新しい形式を選択せざるをえないというケース、新しい形式に興味を持ちつつも、部分的にその新しい形式に満足できないというケースもあると考えられる。全体としては、「これから、日本の墓地の状態では、そんなにまだ大きな変化がないと思う。使用者の希望からみれば、できれば家族の墓を守りたいという意思がまだ強い」というNPO手元供養協会の事務所の方が妥当といえるかもしれない。ここでは、以上に分析したとおり、家墓を支える基盤が揺らいでいるにも関わらず、家墓を守りたいというメンタリティが強調されることが分かる。これはいくつかの研究結果でも明確に表されている。

例えば、宮嶋と安藤の「家族とお墓に関する意識調査」報告(2)によると、森岡清美の家族動論(森岡 1998)に依拠しつつ、新しい墓制の登場を、現代家族の変容との関係で整理している。家族の変動論では、戦前の家意識が残存し、団体としての家族の特徴が色濃く残っていた時期という第 I 期(1945年~50年代)、家族が小集団化し、夫婦家族制の理念が定着した時期という第 II 期(1960年~90年代)、このような夫婦家族の成員に個人化が進展し、完結した集団としての枠組みを越えた「高密度ネットワークとしての家族」が登場する時期という第 II 期(1980年~90年代)という3つの時期区分を設定する。そして、日本においては、墓と家族との関係が深いので、家族の変化を明確に区分する変動論を踏まえて、呼応する墓の変化を論じるという森岡清美の家族動論の好都合な面を持つことを認めた。しかし、「戦前の「直系制家族」(いわゆる「家」の基本形態と考えられる「三世代同居型」)は、戦後においても減少傾向を示さず、それどころか「修正直系家族」の一種とみなされる「一時別居型」世帯も考慮に入れれば、依然として一つの家族形態のタイプとして存続しているといえる」(原田1987:3)という分析もあるため、家族の形態に関する変化が、普通いわれるほど顕著なものではないとも考えられる。そこで宮嶋と安藤は家族変動論に依拠した墓の分析が場合によっては混乱をもたらすこともあると主張した「宮嶋、安藤 2007]。

さらに、家族の形態が変わってきたとしても、森岡の区分における第I期に幼年期を送った人々にとっては自分が生まれ育った家族のメンタリティが、自分自身が継承ないし創設する家族において温存されることも十分にありえよう [宮嶋、安藤 2007]。つまり、現代家族を構成する成員のメンタリティにはズレが存在することが指摘できる。

そして、宮嶋と安藤が実施した2回の「家族と御墓に関する意識調査」では、墓制の選択については「墓地の形式」・「墓石のタイプ」・「合祀のタイプ」とも、世代と年齢的要因に関係なく、ほとんどの人々が従来型の墓制を支持しているという結果になった。つまり、家墓への拘りや先祖代々墓を継承するメンタリティはまだ根強いという傾向が確認されている「宮嶋、安藤 2007」。

このように、現代家族変動と墓制との対応変遷について調べるには、一方的に家族構成という要素が家族成員のメンタリティという要素に影響を与え、変化をもたらしてくるということが言うまでもないが、同時に実際に二つの要素が相互に影響しあうこと、またそれぞれの要素の変化との間にはタイムラグが生じるということ、また生存期間を共有せざるをえない異質な世代の動向を互いに関連付けながら検討していかなければならない。

また、全国調査データを用いた実証研究「墓の継承意識からみる戦後の先祖祭祀と家族制度の持続と変化」では、「家の墓を継承する」意識から離脱する傾向、墓意識が多様化していることを確認したという引用される岩井の全国調査の結果を通して上述の森岡の家族変動論の説く墓の脱継承性を部分的に肯定することを表わす。しかし、これに対して、この実証研究では、男女別にみた自分の墓についての希望について、男女とも7割以上の人が墓の継承を希望するという結果になった。従って、人々の墓の継承意識に注目し、脱継承に焦点を当てた本発表の分析結果は変動論仮説が想定するような墓・先祖祭祀の脱継承は確認されなかった。また、墓の継承意識は今日においても、衰弱しておらず、それより特定な一人子による墓の継承意識(長男継承意識)が高いことも確認された。ここでは、人々の意識・行動と墓・先祖祭祀の衰頽・廃絶を主張する変動論仮説との間にズレが見られる。

それに加え、これに関して、最近森の1998年と2003年の先祖祭祀に関する意識調査の結果によると、「先祖祭祀についての意識 - 祖先の祭祀は子孫の義務か」という質問に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計は2003年で86.4%となり、きわめて高い数値を示すという結果がある。一方、先祖祭祀の機能を組み込んだ日本型近代家族が事実上揺らぎ、少子化によるアトツギの確保が困難等を自覚し、自らの死は子孫に重ねるのではなく、自らが決めたいという主張を表す死後の自己決定の尊重という意識で自らの死に関しては「家族に迷惑をかけたくない」と回答する人が6割を越えている。ここでは、先祖祭祀と墓の継承意識に関しては、日本人の矛盾した思いが見られる [森 2010]。

以上に分析したとおり、新しい葬送方法への需要がある程度確認されている。しかしながら、これらの新しい葬送方法それ自体が新しく見慣れぬ特徴を持つことであらゆる抵抗感が存在し、特に従来的な家墓と結ぶ家や先祖祭祀の意識が保証できないという特徴で、精神的に違和感を覚える人も少なくないということが考えられる。だとすれば、特に以上に分析したとおり、家と先祖祭祀の意識に見られるズレがこれらの新しい形式の性格や展開に大きく影響を及ぼすと考えられる。換言すると、従来的な焼骨の葬送と新しい葬送の緊張関係をほぐす役割を果たす折衷的中間的な形式への需要は少なくないのではないだろうか。ここでは折衷的な形式は何か、考察してみよう。

先ず、納骨堂の場合、上述のとおり、家墓の延長線上の形として捉えられ方もあるので、元々従来

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> データの概要:全国調査データ (GJSS-2001) を用いた実証研究。日本全国 (300地点) で2001年9月1日時点 で満20歳以上89歳以下の男女個人を対象に層化二段無作抽出法により4500人を抽出し、面接調査と留置調査を 行なった。有効回収数は2790ケースで、回収率は62.4%である。

的な家墓と多くの共通点を持っているのは言うまでもない。例えば、広島市の観音院のロッカー式納 骨堂は、住職の話によると、無縁になる可能性が出るにも関わらず、家族が一緒に一か所に入る家族 単位とし、契約してから、ずっと子孫が使える永続性という従来的な特徴に拘るやり方である。また、 寺檀制度の影響の下で、寺院との関係は家を単位にし、家を媒介にすることが常識になったことが揺 るがないことも見えてきた。

これに対して、岡山市の仏心寺の納骨堂のように、使用期間を50年等とし、有期限化をはかってい る例も多く見られる。有期限化に関しては、岡山市の仏心寺の住職の話によると、将来無縁墓になら ないように工夫するという考えの他に、50年間という期間が経過すれば、個人性がなくなり、合葬式 塔に合葬してもいいと思われるということだった。この有期限化というやり方はこの納骨堂に限らず、 樹木葬でも実施される。例えば、祥雲寺の樹木葬墓地では、使用期間が33年と決められているという。 要するに使用期間に関しては、現在の共同墓のシステムでは20年、30年、50年等と決められている。 この中では、33年限と決める墓地が一番多い[小谷 2000]という。上述のとおり、死者供養は先祖 祭祀の一部で、寺院の年忌法要等の形で行われるが、一般的に33年忌がトムライアゲ、トイアゲ等と 呼ばれる最終年忌として設定されるためである。最終年忌以降、祖霊になると盆行事等を通して、子 孫による先祖祭祀が続けられる[石川、藤井、森岡 1988]。これについては、最終年忌以降、共同 墓になることにより、盆行事の墓参りを通しての先祖祭祀が実施しにくくなるという点が指摘できる。 しかし、特に納骨堂では仏教的な儀礼による死者供養が終わり、祖霊になる限り、仏壇また位牌等の 存在を通して、先祖と子孫との交流が続くことで日本人の伝統的な先祖祭祀が維持されている。つま り、ある程度、従来的な死者供養の期間が保証され、また子供たちが入るかどうかに関わらず、でき るだけ家族単位を守ろうという発想が見られる。つまり、同じ墓に、墓地使用権の「永代」が保証さ れにくくなっている現在においても、家族の単位で、墓・先祖祭祀を行い、継承するという従来的な 先祖観・先祖供養がある程度、保証されていることが分かる。

このような特徴はとりわけ都市型樹木葬にはっきり見られるものである。

例えば、東京のエンディングセンターの桜葬墓地「木立」では、1人用、2人用、家族用という区分があり、永代供養と決められる。使用者人数の記録によると、2008年1月21日の時点で101区画が売れた中、5人まで入れる家族用が47区画、2人用が41区画、1人用が13区画であったという。つまり、家族用の申込みが一番多いのである。また、この樹木葬の魅力としては、「『子供たちが入るかどうか分からないが、将来一緒に入りたいと思ったときに入れるように」と、可能性を保持できるところに人気がある』 [井上 2008:76] という。つまり、子孫がいる限り、墓を継承してほしいという思いがまだ強いことが分かる。また、永続的に家族単位の空間を保証するという意味において従来のやり方とはあまり変わらない。

そもそも、法律上、樹木葬は家墓に関する規定に従って、実施されるので、焼骨を埋蔵する場所を 安定にし、墳墓の位置を明らかにするという家墓の特徴はそのまま保証されなければならない。この 点が散骨と厳密に区別される部分である。どちらも自然回帰という意味合いを持つものの、一般的に 散骨が自然葬という新しい形式と認識されるのに対して、樹木葬は普通の墓地として捉えられるので ある。例えば、横浜市営墓地での合葬式樹木型納骨施設における焼骨の収蔵の仕方をみると、焼骨を 今まで使われる普通の骨壷に入れて永続に埋蔵するやり方であるため、時間が経過するとしても焼骨 が土に回帰できない。従って、樹木葬における自然との結びつきとは、自然に回帰するというより、 自然の中で眠ることや木墓石を建てることを通じて、表される。この意味では、この都市型樹木葬で は自然葬の一つの樹木葬としての意義が十分に示されていないといえる。千坂嵃峰は「樹木葬和尚の 自然再生」という本のはじめの部分でこのような樹木葬については、「墓石を用いずに樹木を植える といった手法だけが真似され、単に樹木を植え、その周りに納骨するだけの記念型集合墓のようなも のが、私の始めた生態系保全等という樹木葬とは全く理念の異なるのに、樹木葬墓地と名乗っている ことに困惑している」と述べた。従って、これらの樹木葬は本来の観念のかけらもないことで亜流の 樹木葬として位置づけ、引いて亜流の樹木葬と一緒に扱われるのが耐えられないというのが千坂の意 見である [千坂 2010]。

このように本来の樹木葬の観念から離れ、異質と捉えられるものも樹木葬として扱われ、次第に普及しているのが実状である。この意味で、これらの樹木葬は新しい形式というより従来的な家墓の延長線上の形式として捉えられても良いのではないだろうか。

しかし、例えば神戸の永代供養「さくら」の管理人が「家族が一緒に眠るという考えで、他人の焼骨と重なることを嫌がる。実際、使用者の需要からみれば、樹木葬「さくら」では共同納骨永代供養という種類より、個別納骨永代供養という種類のほうが人気がある」と述べたとおり、現在の樹木葬がそういう特徴を持つからこそ、日本人にとって受け入れられやすいところがあると考えられる。逆に本来の樹木葬は今まだ違和感をもたらすことも可能だと考えられる。これは知勝院の樹木葬墓地では、埋葬された人は樹木葬を希望したのに、親戚等に強く反対されてやむをなく行なわれたので、知勝院の樹木葬墓地から他の墓に改葬した2件があること [千坂 2010] を通して見られると思う。つまり、このように家墓の基本的な特徴を受け継ぐ樹木葬の方が日本的な樹木葬として積極的に受け入れられていると言える。

では、このような特徴は散骨と手元供養にも見られるのだろうか。手元供養の場合は、すでに分析したとおり、手元供養品は慣習における先祖祭祀を行なう施設としての寺と墓と仏壇・位碑というセットの代わりになりつつある傾向を見せている。従って、あの世で救済されるという仏教的観念と墓が家族の永続性のよりどころだという観念より、この世に生きている遺族との繋がり、「故人を偲ぶ心」を受け止める手元にある先祖の霊の依代の焼骨を通して遺族による先祖祭祀のほうが優先されるという意味で、従来的なやり方とは非常に異なるものと言える。ただし、家族の範囲で墓と先祖祭祀を継承し、行なうという家墓に見られる基本的な観念もある程度反映されている。

これに対して、上述したとおり、焼骨が最終施設となり、先祖祭祀が抽象的なレベルで維持され、

故人の霊の依代の墓や墓石を否定するという特徴を持つ散骨は、家墓から断絶する形式だと言える。 それでは、このような特徴を持つ散骨に関しては、どのように受容されているのか。先に紹介したアンケート調査にあるように、墓・先祖祭祀という意思が強いという研究結果からみれば、散骨を受け入れる心の準備が一般にはできていないということも考えられる。だが一方で、散骨を取り上げる新聞記事等も増えており、日本人の葬送思想に合わないところを持つという指摘がありながらも、散骨への需要が高まっているという認識も示されている。このようなズレを踏まえつつ散骨と手元供養を組み合わせる形式について見ていこう。

岡山市のギャラリーメモリア会社の事務所の方に、「会社では、全骨散骨した方の中では散骨する際、少し残したらよかったのにと後悔した人が実は多い」という話を聞いた。つまり、散骨の後時間が経ってから、元々供養対象となる故人の焼骨が全部消えてしまったことに気付くと、つらくなるというのである。従って、この会社では散骨の使用者に対して、後で後悔しないように、散骨する際、全骨散骨ではなく、一部分の焼骨を散骨にして、少しでも焼骨を残したほうがいいというアドバイスをするようである。この残された焼骨は家墓に納めたり、家に置いたりするという様々な方法で処理される。この中では、手元供養にするという選択が一番多いという。

他には、例えば、千葉県の自然葬・散骨・手元供養を進める清風会においても、散骨と手元供養をセットとして行なう。清風会では、散骨をする際、すべてを散骨して、後でしまったと思うことも多いようなので、手元にほんの少し残して手元供養をすすめるというやり方を取っている。従って、95%の遺骨を散骨にし、5%(普通50gの粉状のご遺骨)をクリアなガラス瓶で手元に届けるというやり方で散骨を実施する[清風会HPより]。

このような組み合わせはいくつか調査した会社の統計を通しても確認された。例えば、A社では 2009年3月中、10件のうちの中では、散骨が5件と手元供養が4件、そして手元供養と散骨の組み合わせが1件である。B社では平均的に1ヶ月で12件の散骨と20件の手元供養がある。この中では散骨のみと散骨と手元供養の組み合わせが半々であった。

そして、これに関して、最近毎日新聞 [2010/2/24] も「特に散骨と手元供養とリンクしている」とも指摘した。

この組み合わせについては、供養という側面からみれば、散骨は本来の散骨と異なるものの、ある 程度、従来的な先祖祭祀のやり方を維持できる手元供養と組み合わせることによって、散骨の選択率 が増えることが予想される。

以上で分析したとおり、日本人に受け入れられやすくするため、新しい焼骨の葬送方法は新奇性を持つと同時に、従来の特徴を受け継ぐ必要があることが明らかになったと思う。とくに家墓の主軸としての家の範囲で墓・先祖祭祀の供養と継承を行なうという従来的な特徴が強調されている。この中では、例えば、横浜市営の合葬式樹木型納骨施設という都市型樹木葬のように、本来の意味ややり方から隔離する結果になる場合もある。しかし、普通には、それがおかしいと思われない。

従って、新しい葬送方法の中では、時代に合う性格と日本人の伝統に合う性格の両方を持つ日本的な形式として、今後これらの折衷的な方法の役割が大きくなり、一層広がっていくと考えられる。

#### おわりに

本論文は90年代の日本に生まれた新しい焼骨の葬送方法の特徴や果たす役割を明らかにすることを 目的に、従来形式との比較を踏まえて、これらの新しい焼骨の葬送方法の在り方を見てきた。

第1章では、現在に至るまで従来的な葬送方法である家墓について考察した。家墓の火葬史での位置づけや特徴を明らかにした上で、日本における従来的な焼骨の葬り方を確認してきた。このような従来的な形式に対して、第2章では新しい葬送の形態を明らかにした。これらの分析を通して見えてきた現在の焼骨の葬送システムの在りようは以下の通りになる。現行法によると、元々火葬焼骨の葬送方法としては、「埋蔵」と「収蔵」がある。「墳墓とは死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設」という「墳墓」の定義から、「埋蔵」は焼骨を墳墓に葬ること、また上述の納骨堂の定義から、「収蔵」とは焼骨を納骨堂に納めることと読み取れる [金、永田 2008]。このように、「埋蔵」と「収蔵」に当てはまる家墓と納骨堂は、最後の焼骨の処理をする施設として認められ、一般的に使用されている。しかし、詳しく分析すると、家墓に収骨する葬送では焼骨の骨壷を墓のカロートに納めるというやり方で、「収蔵」に当たると考えられる。しかし、現在、新しい葬送方法の受容とともに、「収蔵」だけではなく、直接埋葬すること、焼骨自身が供養品になること、焼骨の保存することを行なうための場所を持たない形式の「散骨」という新しい焼骨の葬り方を持つようになった。つまり、焼骨の葬送方法の従来性と新奇性、それと呼応する焼骨の捉えられ方や結びつく先祖観等が表される。そして、第3章では、これらの従来性と新奇性との比較を通して、新しい焼骨の葬送方法の折衷性を考察した。

以上で分析したように、この折衷的な葬送方法では、ある程度、従来的な家意識と祖先供養意識が維持されていることが分かる。これにより、これらの折衷的な形式は新しい形式を日本人に馴染ませるという点で大きな役割を果たしている。実は、新しいものを普及させるのに、多くの人々が共通して馴染んでいる特徴を利用して普及を助けるというやり方は効果的だと知られている。この点は、以上で分析したように、家墓が伝統的な特徴を選択的に受け継いで、現在まで生き続けるということを通して、はっきり示されると思う。

これらの折衷的な形式も過渡的な形式と呼ばれるかもしれない。過渡的なものとして捉えられるとすれば、今後従来の形式から新しい形式に変わることが推測されることも意味する。上述したとおり、家墓をめぐる環境が大きく変化している背景には、葬送の変化がこれから加速していくと考えられる。しかし、平成20年2月19日の「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」の概要では例えば、「合葬式墓地に合祀する場合でも、希望に応じ、家族、縁者が同じ合葬式墓地に入れるよう検討するべきである」と書いてあるとおり、新しい葬送方法を展開にする上では、なるべく従来的な特徴の維持が必要であると認識されていることがわかる。また、焼骨の葬送に関して、世代間の考え及び

墓の実情と人の行為・意識の間のズレが少なくない現状からみると、以上に取り上げたような折衷的な都市型樹木葬等が積極的に受容され、増えていくことが予想できる。

従って、実際に新しい葬送方法が次第に広がる傾向にある中では、従来的な家墓が変容をとげながらも、他方で存続しつづける伝統的な家墓の家・先祖祭祀の継承への強い志同性からみると、今後家墓との連続性を持つと見られる日本的な納骨堂や散骨や樹木葬や手元供養が主流になる可能性が高いと考えられるのではないだろうか。

## 参考文献

井上治代 2000 『墓をめぐる家族論』 平凡社新書

井上治代 2008「ポスト近代社会の墓における「共同性・匿名性」の 一考察」『東洋大学・ライフデザイン学研究』第4号、66-87

石川利夫、藤井正雄、森岡清美 1988『シリーズ家族史1生者と死者-先祖祭祀-』三省堂

小谷みどり 2000『変わるお葬式、消えるお墓』岩波書店

小谷みどり 2003『こんな風に逝きたい』講談社

冠婚葬祭新聞社 1975『日本の葬儀』金子印刷所

金亮希・永田信 2008「新たな墓地形態としての樹木葬墓地の現状と今後の課題」『林業經濟/林業 經濟研究所「編]』第60巻10号、2-17

鯖田豊乏 1990『火葬の文化』新潮者

新谷尚紀 2009『お葬式死と慰霊の日本史』吉川弘文館

スミス. ロバート J. (前山 隆訳) 1981 『現代日本の祖先崇拝』御茶の水書房

千坂嵃峰 2010『樹木葬和尚の自然再生』地人書館

田中久夫 1986 『先祖祭祀の歴史と民俗』 弘文堂

Tsuji, Yohko, 2002, "Death policies in Japan: the state, the family, and the individual", Family and Social Policy in Japan Anthropological Approaches, University of Oxford, 177-199

東京都公園審議会2009『都立霊園における新たな墓所の供給と管理について』答申の概要 東京都公 園審議会

濱田原治郎 1989『墓地をめぐる諸問題「自由と正義」第四○巻二号』日弁連

藤井正雄 1991『お墓のすべてがわかる本』プレシデント社

植村久子 1996『お墓と家族』朱鷺書房

宮島秀光・安藤喜代美 2007「お墓に関する現代家族の意識 - 「家族とお墓に関する意識調査」の報告 (2) | 『名城大学人文紀要』42巻3号、1-26

森謙二 1993『墓と葬送の社会史』講談社現代新書

森謙二 2000『墓と葬送の現在』東京堂出版

森謙二 2010「葬送の個人化のゆくえ」『家族社会学研究』 22巻1号、30-42

山折哲雄・安田睦彦 2000『葬送の自由と自然葬』凱風社

山崎譲二 2007『手元供養のすすめ』祥伝社

横田睦 2000『お骨のゆくえ』平凡社

吉田剛 2008『思いをこめた新しいお墓づくり』現代書林

## 新聞雑誌

「葬送の自由をすすめる会。底流に自然回帰志向も。。。」『朝日新聞』2000/2/17 「樹木葬、静かな人気、好きな木の下で安眠」『産経新聞』2008/6/21 「手元供養のすすめ〜新しいお弔いのカタチ〜」(第1回〜第5回)『シルバー新報』2009/7/10 「増える散骨 意義考えるシンポ」『毎日新聞』2010/02/24

#### Website

清風会 http://www.chikusenkyo.com/seihu4.htm アクセス日 2010/10/25